

障支第1616号
令和5年3月20日

各障害児（者）施設・事業所の長様

埼玉県福祉部障害者支援課長
鈴木 淳子（公印省略）

令和5年度福祉・介護職員処遇計画書等の提出について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定するためには、計画書の提出が必要となります。

つきましては、令和5年4月から加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を提出してください。

記

1 提出書類

別紙様式2-1、2-2、2-3、2-4 処遇改善計画書

【ホームページ掲載場所】

「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者（児）福祉」→「障害者福祉施設向け情報」
→「【障害福祉】福祉・介護職員処遇加算等について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

2 提出期限

令和5年4月14日（金）必着

3 提出方法

以下のURLから電子申請システムに入り、作成したファイル名は以下のとおりとしてください。

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=50651

（1）施設（事業所）として提出する場合

ファイル名は「【施設（事業所）番号＋施設（事業所）番号】＋処遇改善計画書等」としてください。

（例）事業番号が1111234567、事業所名が児童発達支援・放課後等デイサービスちいきせいかつしえんの場合、ファイル名は「1111234567 ちいきせいかつ処遇改善計画書等」としてください（入力可能文字数は25文字です）。

（2）法人全体で各施設（事業所）をまとめて提出する場合

ファイル名は「法人名処遇改善計画書等」としてください（入力可能文字数は25文字です）。

法人名は可能な限り略称ではなく正式な名称としてください。

5 留意事項等

(1) 体制届について

計画書と合わせて体制届の提出が必要となります。

体制届の提出方法につきましては、県ホームページに掲載している手順に沿って提出してください。

【障害児通所支援事業（障害児入所施設を含む）】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s230/index.html>

【障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s179/index.html>

【障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援等）】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s206/index.html>

【障害福祉サービス（共同生活援助）】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/gh/index.html>

(2) 政令市や中核市などに事業所がある場合について

ア 同一法人で、指定権者が異なる複数の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。

イ 提出書類や提出期日、提出先は各指定権者が定めるとおりです。

ウ 加算の対象事業所が基準該当事業所のみで、かつ登録市町村が1市町村のみの法人は、基準該当事業所の登録市町村に届出書を提出してください。

6 お問い合わせ先

(1) 社会福祉法人・NPO法人

障害者支援課 施設支援担当 電話：048-830-3314

(2) 上記(1)以外の法人（営利法人、一般社団法人等）

障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当 電話：048-830-3317